

中滑川複合施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民の生命と暮らしを守るため、災害時における避難施設として活用するとともに、まちなかにおける賑わいの創出と交流人口の拡大を図るため、中滑川複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 複合施設の位置は、滑川市田中新町39番地5とする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に複合施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第6条の規定による利用の承認に関する業務
- (3) 第9条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、複合施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第5条 複合施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の承認)

第6条 複合施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認には、複合施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、前条の利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認をしないものとする。

- (1) 複合施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 複合施設又は付属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、複合施設の管理上支障があると認めたとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、第6条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 第6条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、複合施設の管理上特に支障があると認めたとき。

2 前項の規定の適用により利用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、近隣同種の施設の料金に準じて指定管理者が定めることができる。

2 利用者は、あらかじめ指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

3 市長は、法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 指定管理者は、利用料金を決定し、又は変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準に該当するときは、当該基準で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めに帰すことのできない理由により利用することができなかつたとき。

(2) 利用期日の2日前までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、その利用が終わったとき又は第8条第1項の規定により、利用の承認を取り消され、若しくは停止を命ぜられたときは、速やかに施設を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により建物、設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。